

「伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町コミュニティFM放送局開局準備会」会則

(目的)

第1条 伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町コミュニティFM放送局開局準備会(以下「会」という。)は、伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町地域の活性化等、1市3町の地域住民のためのコミュニティFM(以下「CFM」という。)設立のために、地域住民が主体となって活動します。

(委員)

第2条 会は伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町及び近隣地域に在住し、会が認める推薦を受けた委員をもって構成します。

2 委員の任期はCFM設立(開局日)までとします。

3 委員は、委員が認める設立周知パンフレット、総務省提出書類及びその他CFM設立に必要な書類への所属団体、氏名の明記を行うこととします。

(オブザーバー等)

第3条 会は、会が必要と認めた者をオブザーバー又は説明者として、会議に出席させることができるものとします。

(任務)

第4条 会は次の事項を行います。

(1) CFMの運営についての検討及び準備

(2) CFMの放送内容についての検討及び協議

(3) その他会の目的を達成するために必要と認められる事項

(会及び委員の権利と責務)

第5条 委員は、会において、自由に意見を陳述することができます。

2 委員は、互いの意見を尊重するとともに、自らの意見等に責任を持つものとします。

3 委員は、会で決議されたことについて責任をもって行い、会の趣旨に反する行為をしないものとします。

(会の公開)

第6条 会は、全て公開で行います。ただし、委員の合意により公開しないことができるものとします。

2 公開はNPO法人だて観光協会ホームページ内及び会が認める方法において行います。

(会長及び副会長)

第7条 会には次の役員を置きます。

会長 1名

副会長 若干名

2 会長及び副会長は、委員により互選します。

3 会長は、会に関する事務を総理します。

4 副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理します。

(会議の開催)

第8条 会議は会長が必要に応じて適宜開催します。

2 委員の半数以上から会議招集の要請があったときは、会長はこれを招集します。

3 会議の議長は、会長が務めることとします。会長が出席できないとき、又は会長の指示あるときは、副会長、又は会長があらかじめ指名した者が議長にあたるものとします。

(事務局)

第9条 会の事務局は、「NPO法人だて観光協会」が行うものとします。

附 則

この会則は平成26年6月26日から施行するものとします。